平成２４年（フ）第４２号
沖縄県那覇市字安里59番地８　早川テラス505
破産者　木村　　茂
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９１号
青森市大字新城字平岡160番地676
破産者　工藤　　貢
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
青森市大字三内字沢部349番地３　ひまわり館Ⅲ・Ｃ－２
破産者　田澤　和憲
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
盛岡市青山２丁目10番１―206号
破産者　近間　　昌（旧姓真木）
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１３号
岐阜県大垣市領家町２丁目96番地２
破産者　村北　　弘
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７号
鳥取県西伯郡大山町豊房1621番地
破産者　小原　　進
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８８号
釧路市住吉２丁目３番19号
破産者　相坂　勝美
1　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
2　一般調査期日　平成24年９月21日午後４時50分
平成24年８月１日　　釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６０号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目５番２号
破産者　白戸　健雄
1　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
2　一般調査期日　平成24年10月10日午前10時
平成24年８月１日
さいたま地方裁判所川越支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６号
山口市大内御堀550番地12
破産者　有限会社ピッピ
異議申述期間　平成24年９月４日まで
平成24年８月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
宮崎県都城市高城町穂満坊44番地２
破産者　有限会社前田建設
異議申述期間　平成24年10月２日まで
平成24年８月２日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５４２１号
東京都品川区西五反田２丁目10―８―407
破産者　鮫島富士男
免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
平成24年８月２日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０２９号
東京都港区元麻布３丁目４番23号
清算株式会社　株式会社ヘールボップ
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算開始協定認可

平成２４年（ヒ）第２号
千葉県銚子市松岸町４丁目792番地の６
清算株式会社　株式会社ＮＤコーポレーション
清算人　塙　與一郎
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第一条　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち平成23年11月25日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に払い込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第二条　別紙１記載の債権
1　清算株式会社は、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、別紙１記載の協定債権者に対し第一条第１項による免除を受けた後の債権額の41.576％に相当する金員を弁済する。
2　別紙１記載の協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　別紙２記載の協定債権者との間の係争債権について一部でも不存在であることが確定した場合には、清算株式会社が別紙２記載の協定債権者に対して第三条第１項の定めに従い弁済した後になお清算株式会社に財産が残る結果となるため、清算株式会社は、別紙１記載の協定債権者に対し、別紙２記載の協定債権者との間の係争債権の存否が確定した日から１か月以内に、当該残余財産から必要な費用を控除した残額につき別紙１記載の債権額、並びに、係争債権について確定した後の別紙２記載の協定債権者の総債権額に応じて按分した金額を弁済する。この場合において別紙１記載の各協定債権者が前項により行った残債務の免除は、当該弁済額を限度として弁済時に遡って効力を失う。
4　別紙２記載の協定債権者との間の訴訟の結果あるいは当該訴訟とは関係なく清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価処分終了日又は別紙２記載の協定債権者との間の係争債権の存否が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、別紙１記載の協定債権者に対し、当該換価金から必要な費用を控除した残額につき別紙１記載の債権額並びに係争債権について確定した後の別紙２記載の協定債権者の総債権額に応じて按分した金額を弁済する。この場合において別紙１記載の各協定債権者が本条第２項により行った残債務の免除は、当該弁済額を限度として弁済時に遡って効力を失う。